

Monthly
Company
Magazine

ONDO

月刊 おんど

September 9月
No.552 2023

ウチヤ・サモスタート 株式会社
UCHIYA THERMOSTAT CO.,LTD.

月刊おんど編集部（総務部）

〒341-0037

埼玉県三郷市高州2-176-1

TEL: 048-955-4181

FAX: 048-956-1310

E-mail: info@uchiya.co.jp

「健康企業宣言」と「健康経営優良法人認定制度」

令和5年7月21日

社長 清水 澄人

先日、東京都電機健康保険組合の会合に出席を致しました。その際、懇親会では私の隣に同組合保険事業部 松尾 彰彦 部長 殿が居られまして、健康事業に関して含蓄のある興味深い話で盛り上がりました。

「健康企業宣言」とは、日本健康会議の「健康なまち・職場づくり2020」に基づき、特に優れた健康経営を実践している中小企業等の法人を顕彰する制度として、「健康経営優良法人認定制度」があり、健康企業宣言東京推進協議会が運営している取組みとの事、健康保険組合および関係団体はこの取組みをサポートするという位置づけになっています。この説明を伺って、ウチヤの安全衛生委員会でも真剣に議論を繰り返しているのですが、従業員の健康管理に関しこの制度を会社として取り入れ運用する事で大きな効果が期待出来ると確信しました。無論、松尾 保険事業部長の解説も適切で説得力がありました。

準備が整い次第、ウチヤ社は自らこの健康企業宣言を行い、従業員の健康向上に努めたいと思います。勿論、サポートは東京都電機健康保険組合・保険事業部にお願いして実施はウチヤ社の安全衛生委員会がその中核となります。

健康企業宣言とは、健康優良企業「銀の認定」「金の認定」を目指して、企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言することです。職場の健康づくりに取り組む環境を整える「STEP1」では、必ず「100%健診受診」を宣言するほか、①健診結果活用、②健康づくり環境の整備、③食、④運動、⑤禁煙、⑥心の健康の6項目に取り組むことを宣言します。もう一歩進んで、安全衛生にも取り組む「STEP2」では、①健診・重症化予防、②健康管理・安全衛生活動、③メンタルヘルス対策、④過重労働防止、⑤感染症予防対策、⑥健康経営の6項目に取り組むことを宣言します。



この制度に参加するメリットは 企業が自ら健康企業宣言を行うことにより、従業員の健康管理に対する意識が変わります。従業員が健康になれば生産性の向上に繋がります。また、「健康企業宣言、宣言の証」の社内掲示や 対外的な広報等により、企業イメージの向上を図ることができます。

更に金融機関（みずほ銀行、東京信用保証協会）から金利の優遇を受けることができるそうです。

～経済産業省の顕彰制度認定を目指す企業の方へ～

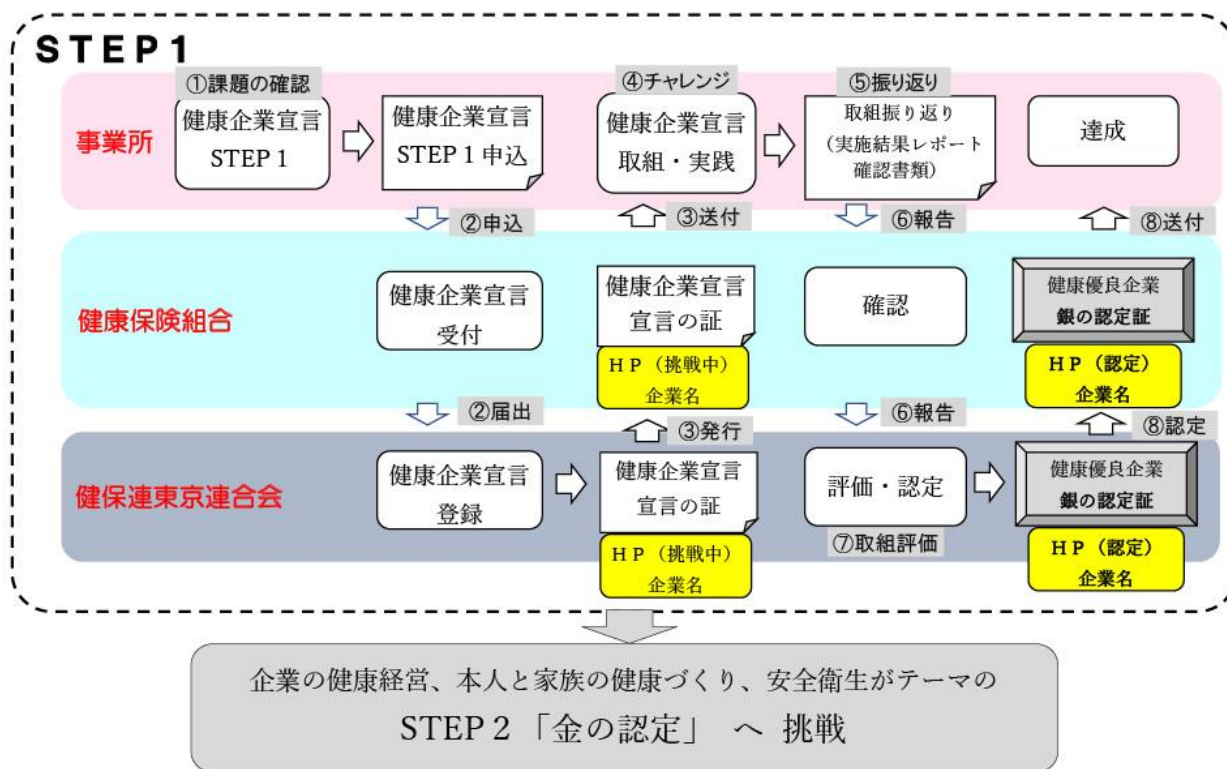
健康経営優良法人の認定には 銀の認定が 必要です!!



認定された場合は「健康経営優良法人」ロゴマークの使用が可能となります。

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。この制度では、大規模の企業等を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」の2つの部門により、それぞれ「健康経営優良法人」を認定しています。「健康経営優良法人」に認定されると、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として

社会的な評価を受けられます。また、「健康経営優良法人」ロゴマークの使用が可能となります。



東京都電機健康保険組合の具体的な活動サポートには、例えば、これまでの健診・保健指導は「病気の早期発見・早期治療」を目的としていますが、特定健診・特定保健指導で、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導が行われます。これは糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させる病気の予防を目的としています。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導をして貰えます。



(厚生労働省ホームページ「メタボリックシンドロームを予防しよう」; 2010年8月現在 より一部改変)

特定健康診査では、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を選び出すための健診をします。健診項目には、内臓脂肪の蓄積状態をみるために腹囲の計測(メタボ)が追加される等、特定保健指導の対象者を的確に抽出するための検査項目が導入されています。対象者は40歳以上75歳未満(年度途中で75歳に達する人を含む)の加入者で、被保険者だけでなく被扶養者も対象となります。特定健診の結果をもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目して、リスクの高さに応じて、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に特定保健指導の対象者の選定・階層化を行い、なお、特定健診を受けた人には、全員に健診結果に基づいて一人ひとりにあった「情報提供」が、結果の通知と同時に Rowe 行われます。



特定保健指導は、階層化により「動機付け支援」「積極的支援」に該当した人に対して実施されます。特定保健指導の目的は、対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようにすることであり、対象者が健康的な生活に自ら改善できるよう、さまざまな働きかけやアドバイスが行われます。

(1). 動機付け支援・・・生活習慣の改善を促す原則1回の支援が受けられます。医師、保健師、管理栄養士らの指導のもとに行動計画を作成し、生活習慣改善に取り組めるように、専門家が原則1回の動機付けを行います。計画どおり効果が出ているか等を評価します。

【例：個別支援、グループ支援、等】

(2). 積極的支援・・・3ヵ月以上、複数回にわたっての継続的な支援が受けられます。医師、保健師、管理栄養士らの指導のもとに行動計画を作成し、生活習慣改善に取り組めるように、専門家が3ヵ月以上の定期的・継続的な働きかけを行います。計画どおり効果が出ているか等を評価します。【例：個別支援、グループ支援、電話、Eメール等】なお、2年連続し

て積極的支援に該当した場合、1年目の積極的支援を終了していて、かつ1年目に比べて2年目の状態が改善※していれば、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当の支援でも可となります。 ※BMI30未満：腹囲1cm以上かつ体重1kg以上、BMI30以上：腹囲2cm以上かつ体重2kg以上



パターン A

健診を受けた健診機関(直接契約健診機関)にて健診当日から実施する保健指導

※ 全ての健診機関が対象ではなく、実施可能な健診機関を参照。特定保健指導 健診当日実施
健診機関一覧表 ※健診機関一覧表参照、機関によっては、健診当日ではなく、後日に指導を開始する場合があります。

パターン B

東振協による保健指導 対面での保健指導を、一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会 (東振協)に委託している。

同一事業所において、2名以上の対象者がいる場合は、専門家の出張訪問が可能。1名の場合は、東振協が契約する健診機関での実施となる。 【2名以上実施用】「特定保健指導実施申込書 (出張訪問実施)」 【1名実施用】「特定保健指導実施申込書 (院内実施)」

パターン C

外部委託による ICT を活用した保健指導 ICT(スマホ・PC 等で実施)を活用して、ご希望の日時に保健指導を受けられる。

下記3社と契約しており、ICT での実施を希望の場合は、健康推進課 (TEL03-3834-7217) にご連絡する。株式会社 ベネフィット・ワン 株式会社 イーウェルヘルスケアサービス 株式会社 法研

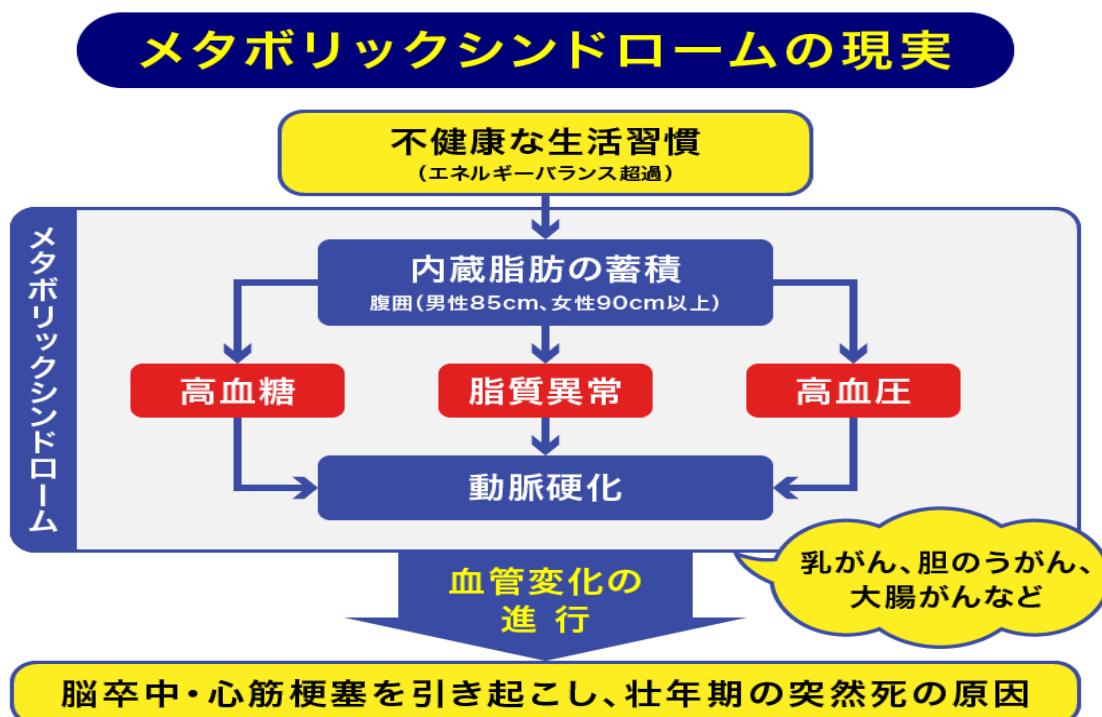
パターン D

「選べる減量サポートグッズ」を活用した保健指導 (モデル実施)

株式会社ベネフィット・ワン (外部委託) が、ICT (スマホ・PC 等で実施) を活用し実施する保健指導です。初回面談時にスマートウォッチや体組成計等の「選べる減量サポートグッズ」を選択し それを活用することにより、3ヶ月で体重マイナス 2kg、腹囲マイナス 2cm を目指す。 ※積極的支援に該当した方のみが対象。

パターン E

当組合保健師による保健指導 ICT を活用した保健指導を実施しています。オンライン実施をするにあたり、カメラ付きパソコン等のご用意が難しい場合には、タブレット端末を貸与している。



追記連絡

35歳未満被保険者の定期健康診断の変更

2024年4月から制度が変更されて、従来の定期健康診断を廃止し、事業主健診を網羅した基本健診が新設されます。具体的には、従来の定期健康診断に血液検査が含まれることになり、従来は血液検査の希望者には自己負担金 ¥2,475(税込)が発生していましたが、この自己負担金が0円となります。

但し、胃部X線検査は35以上に現在実施されている生活習慣病健診には含まれていますが、35歳未満の新設基本健診には含まれませんので、自己負担金¥4,400が発生します。



以上

たまには「東京都電機健康保険組合」のホームページにアクセスしてみてください<編集部>

地域交通安全の為に受水槽を撤去しました

今までウチャ敷地東南角に水道用受水槽が設置されウチャ東館、南館へ水道水を供給していました。しかし、地域の方々やウチャの従業員が本社三郷工場の東側市道より五差路へ進入時に受水槽がある為に右方向から向かって来る自動車の確認がしづらく、自動車事故への懸念がありました。そこで打矢会長のご指示の基、給水設備を受水槽不要の直結式に変更する事により不要となる受水槽を撤去し、皆さんが安全に交差点付近を通行出来る様に改善しました（総工費：約¥14,000,000.-）。

因みに、撤去した受水槽は災害時の防災用としての活用を想定しておりましたが、今後はその役目を「3丁目離れ地」に設置してある地下水の井戸により防災設備として活躍してもらいます。（毎年水質検査を実施し飲料水としての基準を満たす事も確認しております）

以上ご報告いたします。

